

郡山市長 原 正 夫 様

郡山市地域防災計画に係る提言書

平成 24 年 12 月 3 日

郡山市議会議長 大 内 嘉 明

昨年の3月11日午後2時46分に発生した東日本大震災、それに続く東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の拡散による被害は、私たちがかつて経験したことのない、そして前例のない災害であり、およそ1年9か月が経過した現在においても、今なお市民生活に大きな影響をもたらしている。また、昨年9月21日、台風15号により降り始めた雨は、県内全域に大雨をもたらし、本市においても1日当たりの降雨量が観測史上過去最多の174.5ミリメートルを記録、各地で土砂崩れ（法面崩れ）や家屋の浸水など多くの被害が発生した。

これらの災害から、今後の防災対策に向けた様々な課題が見えてきた。私たちはより良い未来を切り拓くために、それぞれが経験したことを互いに持ち寄り、英知を結集させる必要がある。災害発生直後の混乱から一段落し、本市においても郡山市地域防災計画の見直しに着手している。災害対策基本法に基づいて策定する地域防災計画は、地方自治体にとって災害対策の根幹をなすものである。よって、この地域防災計画が市民の生命、身体及び財産を災害から積極的に保護し、より実効性の高いものとなるよう、本市議会として、以下の項目について提言する。

なお、地域防災計画への位置づけとはならないまでも、市民生活の安全・安心を担保する上で必要なその運営面などについても併せて提言する。

1 地域防災計画の構成

- ・ 東日本大震災を起因とする福島第一原子力発電所事故を踏まえ、原子力災害等の対応については、新たな章をつくり、詳細な予防計画を作成すること。
- ・ 第6章の大規模地震対策計画の中で規定している災害ボランティアについては、近年、その果たす役割は増大しており、非常に有効であることから、第6章に限らない規定とし、受け入れ窓口となる社会福祉協議会等と効率的な活動ができるような方策について十分協議をすること。
- ・ 本市に発生する災害の特殊性を踏まえ、各種災害予防計画の中に、独立した項目として内水被害を加えること。
- ・ 災害の想定にあたっては、複合災害なども想定すること。

2 防災会議

- ・ 市民の多様な意見を反映できるよう、女性の割合を高めるとともに、障がい者、高齢者、ボランティア団体などを構成メンバーに加えること。
- ・ 会議録の公開や傍聴の受け入れを積極的に行い、会議の内容を市民に広く周知すること。

3 災害対策本部

- ・ 行政センターごとに設置される地区災害対策本部との情報の速やかな共有化を図り、災害対応における実効性を高めること。
- ・ 本部設置時に、テレビやラジオ等で早急に報道される仕組みを構築すること。

4 防災訓練

- ・ 従来の訓練に加え、地域ごとの実状に即した訓練を取り入れること。
- ・ 複合災害を想定した訓練を取り入れること。

5 防災知識の普及

- ・ 女性の視点に立って、犯罪防止の徹底に配慮した内容とすること。
- ・ 町内会、自主防災組織等が避難所の運営を学ぶため、静岡県が開発した「HUG」(避難所運営ゲーム)の活用を検討すること。
- ・ 市民に対する防災教育を充実・拡充し、家庭での備蓄の重要性を再確認するなど防災意識の向上を図ること。

6 防災拠点施設

- ・ 本市が広域都市であることや、阿武隈川により東西に分断されている地形的条件を鑑み、広域防災拠点施設の複数化を検討すること。

7 災害の情報

- ・ 各部局及び各行政センターの情報連絡体制をより実効性のあるものとする。
- ・ 災害情報・被害報告系統図をわかりやすく改定すること。
- ・ 河川管理者と市との情報連絡体制の整備を図ること。
- ・ 災害時に避難等の情報をいち早く伝えるのに有効な、災害時自動起動ラジオの活用を検討すること。

8 災害の広報

- ・ 広報担当の役割を具体的に明記すること。また、広報の内容を充実・拡充し、より市民のニーズに合ったものとする。
- ・ 広報車の台数を増やすなど、災害広報の体制を強化すること。
- ・ 外国語による広報パンフレットの作成など、外国人への対応を充実すること。
- ・ 通常時、緊急時、復旧期と時期に応じた広報のあり方を検討すること。
- ・ 報道機関等に本市の災害広報を優先的に行ってもらおうよう強く要請すること。

9 避難所

- ・ 収容避難場所に指定されている施設の管理者等に対しては、事前に十分な講習等を行うこと。
- ・ 妊産婦等の災害時要援護者に対して、きめ細かな配慮ができる避難所を開設すること。
- ・ 災害発生直後に迅速かつ適切に収容避難場所の開設を図るため、職員の配置等具体的な初動対応を、既存の「避難場所開設・運営マニュアル」に含めること。
- ・ 愛護動物（ペット）を収容避難場所へ同伴することや、愛護動物の適正な収容場所の選定について検討すること。
- ・ 日常生活圏域内に近所の人同士が安否確認できる集合場所をあらかじめ決めておくような体制づくりをしておくこと。
- ・ 避難生活が長期化した場合を想定し、健康維持に配慮した食糧供給体制を検討すること。

10 災害時要援護者

- ・ 「郡山市災害時要援護者避難支援制度に関する要綱」の内容の見直しを行うとともに、災害時要援護者がスムーズに避難できるよう、マニュアルを早急に作成すること。
- ・ 災害時要援護者に対する復旧期の支援体制を計画に位置付けること。
- ・ 災害時要援護者に対する情報提供については、個別的な対応をするなど、きめ細かな配慮をすること。

11 物資供給計画

- ・ 生理用品、粉ミルク、紙オムツなどの女性や乳幼児の視点に立った品目の供給を行うこと。
- ・ 備蓄については、計画的に点検を行うこと。

12 給水

- ・ 飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を均衡ある計画にするとともに、給水車の増強など災害に備えた給水体制の向上を図ること。
- ・ 災害時における医療用水については、迅速に確保できる体制とすること。

13 応急仮設住宅

- ・ 避難生活が長期化した場合を想定し、応急仮設住宅の居住性能の向上を国に対し要望すること。

14 地震防災予防

- ・ 建築物等の耐震診断及び耐震改修の促進を、市として支援拡充すること。
- ・ ブロック塀の倒壊による災害を未然に防ぐ等の防災上の観点から、現行の生垣づくり助成制度の基準を緩和し、事業の拡充に努めること。

15 防災応急対策

- ・ 救援や支援体制を整える上で、必要となるガソリンや灯油などの、燃料確保を図ること。
- ・ 在宅の災害時要援護者への、緊急物資の供給における支援体制を整えること。